

八尾商工会議所生命共済制度自家給付に関する規約

(目的)

第1条 本規定は、八尾商工会議所が実施する「八尾商工会議所商工会議所生命共済制度」の中で、八尾商工会議所が独自に給付を行う給付について定めるものである。

(対象者)

第2条 給付の対象者は、「八尾商工会議所生命共済制度」に加入する事業所の事業主・役員およびその従業員(以下「対象者」という)とする。

(給付内容)

第3条 給付の内容は、別表1に定める通りとする。

(給付手続)

第4条 加入事業所は、対象者に給付の支払事由が発生した場合は、速やかに当会議所に別表2に定める書類を提出し、請求手続を行うものとする。

(請求期限)

第5条 給付の請求期限については、その事由発生日より3年間とする。但し、請求事由発生日が令和8年1月1日以降の場合に限る。

(規約の制定・改廃)

第6条 本規定の制定および改廃は、当会議所事務局を通じて行うものとする。

(附則)

この規定は令和8年1月1日より実施する。

別表1 給付内容

〈給付する場合〉

・入院時見舞金(事業主がご請求下さい)

対象者が生命共済制度加入後に病気、不慮の事故により、下記の「用語の定義」に定める病院または診療所にて1日以上入院されたとき、「入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付定期保険(団体型)」からの給付対象の有無に関わらず、保険会社の給付請求等で当該入院先の病院または診療所から診断書を取得するのに負担した取得費用実費を加入口数に関係なく保険期間中に1回、5,000円を限度として支給する。ただし、事故の場合は1事故1回、疾病の場合は1疾病1回(ただし、同一入院期間内の事故および疾病は複数あっても1事故1疾病とみなします)を限度とします。転院した場合は転院先の診断書取得分は支給対象外とします。

・満了時祝金(事業主がご請求下さい)

対象者が75歳6か月を超えた年の本共済制度満了時に口数に関わらず、一律10,000円を支給する。

<給付できない場合>

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。

・入院時見舞金

前回の支払事由発生日より1年経過していない請求は支給しない。

・共通

会員事業所対象者特定親族の故意、重過失

地震、噴火またはこれらによる津波

戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等

核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故

<用語の定義>

対象者:生命共済制度に加入する会員事業所の事業主・役員およびすべての従業員 病院または診療所:医師法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。日本国外の病院または診療所は対象外。

入院:医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること。また、病気等の治療を目的とする入院が対象となるため、正常分娩に伴う入院、美容整形等のための入院、臓器、骨髄等移植提供のための入院、不妊治療のための入院、検査入院は対象外。

別表2 給付金・祝金給付請求書類

区分	必要書類
入院時費用見舞金	・当所指定請求書 ・入院証明書(写)もしくは診断書(写) ・病院もしくは診療所発行の領収証
満了時祝金	・当所指定請求書 ・当所において該当者を確認し支給する。